温対法に基づくガス及び熱供給事業者別排出係数の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）に関する意見公募の結果について

令和８年２月 12 日
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ GX 推進企画室
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室

令和７年 12 月 26 日（金）から令和８年１月 25 日（日）にかけて、「温対法に基づくガス及び熱供給事業者別排出係数の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

１　実施方法
（１）公募期間：令和７年 12 月 26 日（金）～令和８年１月 25 日（日）
（２）告知方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）ホームページ
（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

２　意見公募の結果
（１）提出意見数　：０件
（２）意見場集を実施した際からの変更点は別紙１のとおりです。

３　本件に関するお問い合わせ先
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室
住　所：〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関１－３－１
電　話：０３－３５０１－２９６３

（別紙１）

ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

No	修正箇所	修正内容	備考
1	ページ１	「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出**（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）第２条第４項で定めるものをいう。以下同じ。）の**量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省**令**・環境省令第３号。以下「算定省令」という。）」を「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第３号。以下「算定省令」という。）」に改める。	技術的修正
2	ページ１	「温対法」を「**地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）**」に改める。	技術的修正
3	ページ１	「事業活動に伴う温室効果ガスの排出量」を「事業活動に伴う温室効果ガスの排出**（温対法第２条第４項で定めるものをいう。以下同じ。）**量」に改める。	技術的修正
4	ページ２	「供給バイオガス量及び供給合成メタン量（以下、供給合成メタン等量という。）は、自ら小売供給したバイオガス**（託送負担バイオガスを含む。）**量及び合成メタン**（別紙２に掲げる事項を国が確認したものに限り、託送負担合成メタン等を含む。）**量」を「供給バイオガス量及び供給合成メタン量（以下、供給合成メタン等量という。）は、自ら小売供給したバイオガス量及び合成メタン**（別紙２に掲げる事項を国が確認したものに限る。）**量（託送負担バイオガス量及び託送負担合成メタン等量を含む。）」に改める。	技術的修正
5	ページ３	「ただし、導管事業者から合成メタン等調達費相当金（ガス事業法施行規則（昭和**四十五**年通商産業省令第**九十七**号）第**二十**条の**四**第**一**項第**四**号に定める合成メタン等調達費相当金をいう。）の支出を受けるガス事業者は、託送負担合成メタン等量に係る二酸化炭素排出量を加えなければならない。また、導管事業者が合成メタン等調達費を負担している場合、回収の対象となる地域（ガス事業法施行規則（昭和**四十五**年通商産業省令第**九十七**号）第**二十**条の**四**第１項第**三**	技術的修正

		号に定める回収の対象となる地域をいう。）」を「ただし、導管事業者から合成メタン等調達費相当金（ガス事業法施行規則（昭和 **45** 年通商産業省令第 **97** 号）第 **20** 条の **4** 第 **1** 項第 **4** 号に定める合成メタン等調達費相当金をいう。）の支出を受けるガス事業者は、託送負担合成メタン等量に係る二酸化炭素排出量を加えなければならない。また、導管事業者が合成メタン等調達費**（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 20 条の 3 第 1 項に定める合成メタン等調達費をいう。）**を負担している場合、回収の対象となる地域（ガス事業法施行規則（昭和 **45** 年通商産業省令第 **97** 号）第 **20** 条の **4** 第 1 項第 **3** 号に定める回収の対象となる地域をいう。）」に改める。	
6	ページ 8	「十一　合成メタンに係る排出削減価値が需要家に帰属する」を「十一　合成メタンに係る排出削減価値が需要家に帰属する**こと**」に改める。	技術的修正
7	ページ 9	「国が合成メタンの調達事業者及び導管事業者に対して」を「国が合成メタン**等**の調達事業者及び導管事業者に対して」に改める。	技術的修正

熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

No	修正箇所	修正内容	備考
1	ページ 1	「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出**（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）第 2 条第 4 項で定めるものをいう。以下同じ。）の**量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省**令**・環境省令第 3 号。以下「算定省令」という。）」を「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3 号。以下「算定省令」という。）」に改める。	技術的修正
2	ページ 1	「温対法」を「**地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）**」に改める。	技術的修正
3	ページ 1	「事業活動に伴う温室効果ガスの排出量」を「事業活動に伴う温室効果ガスの排出**（温対法第 2 条第 4 項で定めるものをいう。以下同じ。）**量」に改める。	技術的修正

4	ページ 10	「基礎二酸化炭素及び調整後二酸化炭素の両方の」を「基礎二酸化炭素**排出量**及び調整後二酸化炭素**排出量**の両方の」に改める。	技術的修正
5	ページ１２	「**６．備考　「算定省令第２条第６項第２号」とあるのは、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和８年経済産業省・環境省令第１号）の施行後においては、「算定省令第２条第６項第３号」とする。**」を追加する。	技術的修正